

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	三潞地域 (早津崎、田川東、田川西、高三潞北・塚崎、高三潞南、草場、原田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 26日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三潞地域は、農地耕作に携わる農業者が現在521名(うち入作者41名)であり、地域の農用地等面積283.5haを営農している。
地域農業の中心は米・麦・大豆等の土地利用型農業だが、いちご等の園芸農業も盛んであり、ハトムギの作付けも増加傾向にある。なお、一部の区域では、隣り合った田の田面高の違いにより農作業機械の畦越しができない農地が散在しているため、機械化による作業の効率化が進まないことが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業の中心は、農地の保全の観点から現状の米・麦・大豆等の土地利用型農業や、いちごを中心とした園芸農業、ハトムギの作付け等による複合経営である。担い手については地域の若手農業者を中心に考えており、若者が農業をしたいと思える風土作りを地域として進めていく方針である。
あわせて、集落営農組織や法人を中心に農地を集約していくことを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	283.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	283.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等の間にある農地は、保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地の集積は法人や集落営農組織等の基幹的担い手を中心に一定完了している。将来の農業の効率化のため、農地中間管理機構を活用してさらに農地を集約することを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の権利移動の手段として農地中間管理機構を現在活用している。今後もさらに規模を拡大していきたいとの意見もあるため、賃借料等の交渉等更なる農地中間管理機構への調整・協力を要請していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は一定完了しているが、耕作の効率化のため畦畔除去等の再整備を検討中である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の若手農業者を中心とした展開を前提として取組みを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

三瀬地域の農業者は、城島町等も含めて耕作している人がいるため、そのような出作者を含めた話し合いが必要と考える。